

岩手県告示第720号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成20年10月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手医科大学付属花巻温泉病院	花巻市台第2地割85番地1	平成23年10月19日